

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年9月26日(木) 議場
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 木山耕三市長 大原直樹事務副市長 矢吹有司事業副市長 島田虎往総務部長 岡本貢
生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 天野武美環境建設部長 東健治総務課長 関浩
樹行政管理課長 福本敬夫財政課長 酒井繁輝社会福祉課長 野木一伸高齢者福祉課長
出口聡保健医療課長 田部伸宏企画課長 足羽幸宏いちばんづくり課長 杉谷美和紀建
設課長 信清裕司地籍用地課長 信清裕司下水道課長
牧原明人教育長 荘川隆則教育部長 毛利久子教育総務課長 高淵直哉教育指導課長
高浦光司財政課財政係長 藤原章良保健医療課医療予防係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名(うち議員 林高正義長)
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案(決算認定)
 - 議案第80号 令和5年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第81号 令和5年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第82号 令和5年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第83号 令和5年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第84号 令和5年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第85号 令和5年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について
 - 議案第86号 令和5年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第87号 令和5年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第88号 令和5年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第89号 令和5年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第90号 令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第91号 令和5年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第92号 令和5年度庄原市下水道事業会計決算認定について
 - 議案第93号 令和5年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 議案第94号 令和5年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
 - 2 付託議案(補正予算)
 - 議案第98号 令和6年度庄原市一般会計補正予算(第4号)

午前10時00分 開 議

○赤木忠徳委員長　　これより予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は 19 名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

1 付託議案（決算認定）

- 議案第 80 号 令和 5 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 81 号 令和 5 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 82 号 令和 5 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 83 号 令和 5 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 84 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 85 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
- 議案第 86 号 令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 87 号 令和 5 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 88 号 令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 89 号 令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 90 号 令和 5 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 91 号 令和 5 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 92 号 令和 5 年度庄原市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 93 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 議案第 94 号 令和 5 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○赤木忠徳委員長　　協議事項に入ります。審査の方法についてお諮りします。全会計決算を一括審査することとし、各分科会主査から審査報告を受けた後、一括質疑に入ります。これに異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。議案第 80 号、令和 5 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案 94 号、令和 5 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題といたします。まず、総務分科会主査から報告を求めます。桂藤和夫主査。

〔桂藤和夫総務分科会主査 登壇〕

○桂藤和夫委員　　委員長より報告を求められましたので、総務分科会の主査報告をいたします。総務分科会では、9月3日、4日、5日の3日間、説明員の出席を求め、決算書、主要施策の成果に関する報告書等の資料により、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会、総務課、行政管理課、税務課、収納課、比和財産区、管財課、財政課、危機管理課における、令和 5 年度決算について、未執行のもの、不用額や流用額の大きいものを含め審査を行いました。なお、本分科会では、会計年度任用職員の職員手当について、収納率向上対策事業及び市税の減額・徴収猶予等の広報について、消防団員報酬及び出勤手当処遇改善の3項目を重点的に審査しました。それでは、審査の状況について報告をいたします。まず、議会事務局です。タブレット導入によるペーパーレス

化の進捗状況と経済効果について質疑があり、具体的な金額は算出していないが、本会議や各種委員会資料の配布がタブレットで行われており、印刷経費等の削減につながっているとの答弁がありました。そのほか、データの保存期間と管理の状況等について質疑がありました。次に、会計課です。まず、短期の定期貯金による運用をした延べ 38 億円の財源について質疑があり、利子は会計現金であり、決済用普通貯金で管理している。資金に余裕のある時期に運用しているとの答弁がありました。次に、運用の扱いと判断基準について質疑があり、短期間での運用であり、将来的な見通しを立てて行っているとの答弁がありました。そのほか、関係する金融機関等について質疑がありました。次に、選挙管理委員会事務局です。まず、投票率向上のための取り組みについて質疑があり、各投票所の分析や対策は行っていないが、年代別に取り組みを実施しており、例えば、高校や中学校では模擬投票を実施しているとの答弁がありました。次に、ポスター掲示場所の数と見直しについて質疑があり、掲示場所は現在 514 か所あり、地域事情に応じて効果的な場所への再検討を行っているとの答弁がありました。次に、監査委員事務局及び公平委員会です。財政援助団体等の監査について質疑があり、令和 5 年度は口和大月自治会が指定管理となっている。財政援助団体等の監査について質疑があり、令和 5 年度は口和大月自治会が指定管理となっている庄原市ほたる見公園などを対象に監査を実施した。監査対象は監査委員会議で決めているが、基本的にはローテーションとなっているとの答弁がありました。そのほか、職員の職務状況と相談状況、監査委員の研修実績等について質疑がありました。次に、総務課です。重点審査事業の会計年度任用職員の職員手当については、地方自治法の改正に伴い、令和 6 年度から会計年度任用職員を対象とした勤勉手当の支給が可能となったことから、本市においても勤勉手当の支給を行っていることを確認しました。令和 5 年度会計年度任用職員の通勤、時間外、期末及び特殊勤務手当の決算額の報告があり、特殊勤務手当の内容について質疑があり、特殊勤務手当は保育所業務に従事する職員を対象としており、月額 2,000 円を支給しているとの答弁がありました。次に、業務内容や給与等の差について質疑があり、国の定めとして整理されている。給与格差は地方公務員法によって定めてあり、適切な範囲内で定めているとの答弁がありました。また、報酬が年度途中で変更となった場合の対応について質疑があり、人事院勧告に基づき、職員と同様、差額を年度当初にさかのぼった形で支給しているとの答弁がありました。また、会計年度任用職員の適正な職員数の配置についての考えについて質疑があり、会計年度任用職員は、行政運営についても必要な人材と認識している。職員数については、着実に確実に人材も確保しながら必要な部署への配置を継続していきたいとの答弁がありました。続いて、時間外勤務手当の不足分の対応について質疑があり、時間外勤務手当は不足が生じる見込みとなった場合、その都度補正予算として対応しており、時間外勤務命令により実施したものは全て支給しているとの答弁がありました。そのほか、会計年度任用職員採用人数や継続雇用、電気自動車の導入、メンタルヘルス研修、平和行政、ストレスチェックの内容と活用等について質疑がありました。次に、行政管理課です。まず、広報しようばらの改善や改革といった計画や考えはあるかとの質疑があり、今のところ大きく変更することは考えていないが、県内、県外の広報誌を参考にしつつ、より多くの方に読んでもらえるように話し合い等を行っているとの答弁がありました。次に、公式LINEの目標について質疑があり、LINEは9月4日段階で2,386人となっており、年間で700人程度ふえている。特に登録者の目標はないが、可能な限り多くの方に友達になってもらい、LINEで流している市の情報を多くの方に知ってもらいたいとの答弁がありました。また、県移譲事務交付金の進捗について質疑があり、令和5年度に県が、移

議事務の業務執行に課題などが出ているものはないか、各市町に対して調査を行った。本市も回答したが、県は結論を出しておらず、引き続き検討されている状況であるとの答弁がありました。そのほか、市政懇談会の予算、広告収入、電源立地対策、告知端末の加入率減少、ホームページのリンクチェック等について質疑がありました。次に、税務課・収納課です。重点審査事業の収納率向上対策事業及び市税の減額・徴収猶予等の広報については、口座振替加入率44.7%と高い数値を維持していることに加え、キャッシュレス収納を新たに取り入れることで利便性を高めたこともあり、現年分の目標収納率が達成できたことを確認しました。滞納繰越分の収納率の減少について質疑があり、大口滞納者の滞納額がふえているのが実態である。調査等を継続して行っているが、換価できる財産がない場合はどうしても徴収できず、それが収納率の減少につながっているとの答弁がありました。次に、スマートフォン納付の収納率が増加していることについて質疑があり、キャッシュレス納付については、いつでも自宅で納付手続きができるということで利用件数が増加している。今回から始まったQRコードを活用した固定資産税、軽自動車税の納付については、クレジット払いも利用でき、その辺もキャッシュレス納付が増加している要因だと考えているとの答弁がありました。また、大規模な太陽光発電について、税収に影響があったかという質疑があり、固定資産税の償却資産というのが太陽光発電が含まれる税額であり、メガソーラーの稼働により大幅に増加しているとの答弁がありました。そのほか、徴収業務に係る職員負担への対応、業種別法人税割等について質疑がありました。次に、比和財産区です。まず、広葉杉の植林について質疑があり、現状では比和財産区の中に広葉杉はない。しかし、比較的短期間で成長して強度もあり、伐採後は自然に生えるので植林の必要がないという特徴をもった、注目されている樹種だとは認識している。今後も重視して検討していくとの答弁がありました。次に、伐採による収入計画の進捗について質疑があり、人工林について、伐期を迎えているという認識は持っている。また結論は出ていないが、伐採後の再造林、保安林等を考慮した山の選定、価格の変動や販売先等を数年のうちに見極め、実際の作業に移るよう協議しているとの答弁がありました。そのほか、森林環境税の使途、ナラ枯れ対策、天然林の適期伐採について、クロモジの活用、人工林と天然林の割合、森林管理をする団体等について質疑がありました。次に、管財課です。まず、インターネット等での公有財産の売却について質疑があり、出品はその都度各庁内から募り、収入が見込めるものは積極的に出品している。主に公用車が中心で、そのほかペレットストーブや備品等があるとの答弁がありました。次に、公契約の業者からの意見聴取について質疑があり、業者からの意見聴取は毎年行っており、主な意見としては事務手続きの簡素化や参加条件の金額の要望などがある。低入札価格調査制度の導入は、要望に基づくものではなく、自治法等の改正に対応して制度の見直しをしたものであるとの回答でありました。そのほか、屋根貸しに係る歳入、教員住宅の利用率、電力会社との契約、公共工事の積算等について質疑がありました。次に、財政課です。まず、財政調整基金が合併後1番大きくなっていることについて、有効に活用すべきではないかという質疑があり、令和5年度決算では財源調整で2億円繰り入れており、実質収支が4.8億円程度出たため、結果として2.5億円を積み立て、増額となっている。貴重な市民の財源であるため、財政調整基金もしっかり使用していくよう考えているとの答弁がありました。そのほか、今後の財政運営、実質公債比率等について質疑がありました。次に、危機管理課です。重点審査事業の消防団員報酬及び出勤手当処遇改善では、団員報酬、出勤手当を見直すことで、団員の士気・活動意欲向上に資することを確認しました。団員報酬の引き上げによる増額分の交付税措置について質疑があり、普通交付税以上の部分につ

いては、特別交付税で措置されることとなっているとの答弁がありました。次に、団の編成や人数について質疑があり、令和3年度から組織の再編については協議をしている。実数に応じてさまざまなことを考慮した編成を行いたいとの答弁がありました。また、避難所開設時の要員配置について質疑があり、地域の協力は必要不可欠であり、地域と相互協力の協定を結んでいる。職員も地元の職員を可能な限り配置しているが、必ず地元の職員を配置するというのは難しいのが現状であるとの答弁がありました。そのほか、民間の消防団、訓練内容、備蓄品の管理、防災マップ等について質疑がありました。最後に、まとめです。総務分科会では、会計年度任用職員の職員手当、収納率向上対策事業及び市税の減額・徴収猶予等の広報について、消防団員報酬及び出勤手当処遇改善についての3点を重点審査事業とし、活発な審査を行いました。会計年度任用職員の職員給与や手当については国が定めるとおり、地方公務員法にのっとり適切な範囲内で定めていること、職員手当の内容並びに決算額を確認しました。令和5年度に37人の退職者がいたことから、市職員の働きやすい職場づくりとともに、会計年度任用職員の重要性を理解し、希望者の安定した継続雇用や処遇改善に努めてほしいという意見がありました。収納率向上対策事業及び市税の減額・徴収猶予等の広報については、広報しようばら、LINEの活用、残高不足による口座振替不能の啓発や、令和4年度から可能になったスマホ納付（バーコード利用）と、令和5年度からQRコードを利用した軽自動車税、固定資産税の納付もスタートさせ、期限内納付意識の高揚に取り組まれていることを確認しました。今後も生活実態を検証しながら収納率向上に取り組んでもらいたいとの意見がありました。消防団員報酬及び出勤手当処遇改善については、団員報酬や出勤手当を増額されて処遇改善が図られていることを確認しました。しかし、団員数は条例定数1,765人に対し、充足率81.76%の1,443人となっており、組織の再編・見直し等を協議されているとのことなので、しっかりと取り組んでもらいたいとの意見がありました。以上について改めて強調し、今後もより適切な行政運営に努められることを期待し、総務分科会の主査報告といたします。

○赤木忠徳委員長 次は、教育民生分科会主査から報告を求めます。五島誠主査。

〔五島誠教育民生分科会主査 登壇〕

○五島誠委員 委員長より報告を求められましたので、教育民生分科会の主査報告をいたします。教育民生分科会では、9月3日、4日、5日の3日間、各会計決算書、主要施策の成果に関する報告書等の提示を受け、教育指導課、教育総務課、生涯学習課、西城市民病院、市民生活課、保健医療課、高齢者福祉課、社会福祉課、地域交通課、児童福祉課における令和5年度一般会計及び特別会計、国民健康保険病院事業会計の決算について審査いたしました。なお、重点審査事業として、学校教育活動の充実（部活動地域移行検討委員会）、JR芸備線・木次線利用促進事業、地域公共交通路線の確保の3項目を指定し、重点的に審査を行いました。それでは、分科会の中で出された主な質疑、意見について、審査順に報告いたします。最初に、教育指導課です。重点審査事業の学校教育活動の充実（部活動地域移行検討委員会）では、地域と連携をしながら具体的な実践ができてきているのか、あるいは今から取り組むのかとの質疑に対し、本市の中学校部活動の持続可能な在り方について協議を重ねている。今年度に関しては、既に幾つかの学校の部活動で、地域の方の協力を得ながら部活動指導員と教職員が連携して指導に当たっている。少しずつ着実に環境を整えたいとの答弁があり、委員からは、学習指導要領にもかかわってくるので、県の教育長会や関係機関とも議論し、地域の声を上げていく取り組みを進めてほしいとの意見が出されました。次に、教育情報化推進事業、小中学校のタブレッ

ト端末のリース契約について、機種変更の予定があるのかとの質疑に対し、GIGAスクール構想の中で全県的に端末を導入し、現在、県教育委員会を中心に各市町から担当が集まって検討委員会で協議を重ねている。本市の実態に応じた端末の形状、OS、アプリ等も含め、業者ともやりとりをしながら協議を継続して行っているとの答弁があり、委員からは、機器の総合的な評価とあわせて、現場や子供たちの声も含めて検討してもらいたいとの意見が出されました。次に、外国語指導助手派遣業務について、6名の雇用形態はどうなっているのか、事業がうまくいっているのかとの質疑に対し、外国語指導助手は業者に委託をしており、業者からの派遣となる。外国語指導助手、地域人材を活用し、英語教科のねらいに即した内容を充実させる取り組みを進めている。それぞれの指導助手1名だけではなく、担任と連携し、教育内容をしっかりと吟味して進めているとの答弁があり、委員からは、実態、課題をきちんと踏まえた形で実施をしていくことが必要であるとの意見が出されました。次に、クラブ遠征費補助金の判断基準について質疑があり、基準が細かく定義されており、距離要件や人数、場所等により適正に判断しているとの答弁がありました。そのほか、電子黒板の更新について、小学校のPCのライセンス料についてなどの質疑がありました。次に、教育総務課です。奨学金制度について、定住による返還免除制度があるが、返還が滞っているケースはあるのか。また、金額について、増額した方がいいのではないかという意見が出ていたが、検討をされたのかとの質疑に対し、返還が複数年滞っている方もいるが、面会をしたり、連絡を取っており、連絡不能の方はいない。令和5年度末時点で返還開始が353名おり、奨学金制度利用者の約4割に当たる136名に返還免除の決定をしている。また、本年5月に、返還免除中の方を含め、奨学金制度利用者を対象にアンケートを実施し、ほとんどの方から、現在の金額、年数についてこのままでいいとの回答があったとの答弁がありました。次に、学校給食の地元産食材使用の推進について、米は100%庄原産との事だが、野菜はどうなっているのかとの質疑に対し、地産地消率については、庄原市では食品数ベースで毎月の平均を算出している。農産物は、庄原産33%、広島県産8.4%で、広島県内産で言うと41.4%となっているとの答弁がありました。また、地元米利用補助金の対象になっていない地域はどうなっているのかとの質疑に対し、広島県の学校給食会を通じて購入する価格との差額を補助しており、東城地域と高野地域は令和5年度で予算措置をしていたが、地元の米の方が安価だったため、この補助金を活用しなかった。庄原地域については、食数が多いため、広島県学校給食会を通じて庄原産の米を購入しているとの答弁がありました。次に、学校のトイレ洋式化の実施状況について質疑があり、令和5年度末で、校舎については65.2%、体育館については69.5%である。昨年9月時点で、校舎と体育館を合わせて、全国が68.3%、県内が63.9%という状況であり、全国、県とはほぼ同程度の整備率となっているとの答弁がありました。次に、生涯学習課です。子どもミュージカルの補助金について、基金と一般財源を財源に充てているが、基金の部分が大きい。基金の残高はどうなっているのか。寄付が途切れても、市として同程度規模の開催が出来るように補助をする考えがあるのかとの質疑に対し、過去に広島東洋カープの松田オーナーから寄付があり、毎年、子どもミュージカルの補助金に充てている。基金は令和9年度ごろになくなる予定であったが、また新たな寄付の話があり、10年は延長できる見込みである。組織としては設立当初から会員が半分になっているが、講師に遠方から来てもらっている。今後の継続的な組織体制については協議しなければならないが、長い間続いているので、情報共有しながら進めていきたいとの答弁がありました。そのほか、改修を行った田園文化センターのキッズスペースについて、市史・町史の販売について、口和郷土資料館の改修についてなどの質疑がありまし

た。次に、西城市民病院です。コロナ対応や移動診療なども含めた説明がありました。特筆すべき質疑はありませんでしたが、地域別患者数について、純利益について、修正医業収支比率についてなどの質疑がありました。次に、市民生活課です。国際友好都市交流事業について、綿陽市との交流を終了してもいいのではないかと問いに対し、綿陽市は庄原市を大切に思っている。すぐに御縁がなくなるというのも難しい。多面的に捉える中で、今後、検討を進めてまいるとの答弁がありました。そのほか、国際交流事業について、住民票以外のコンビニ交付について、人権啓発事業について、東城斎場の非常用発電機購入について、青少年海外派遣事業についてなどの質疑がありました。次に、保健医療課です。医療従事者育成奨学金貸付事業について質疑があり、医師では、これまでに8名中3名が市内に定着しているとの答弁がありました。次に、高額療養費も含めた医療費の抑制について質疑があり、疾病の早期発見措置、早期治療ということで、検診受診の勧奨や早期の保健指導に取り組んでいる。医療費については、コロナ禍前と比較して高い状況である。コロナ禍の外出制限などの影響により社会参加などが減ったことによる影響もあるのではないかと。健康寿命についてもコロナ禍を経てどうなるかを注視していかなければならないとの答弁がありました。そのほか、小児科診療所管理事業について、乳幼児等医療費助成事業の拡充について、産後ケア事業について、国民健康保険税の収納率について、不妊治療費補助交付事業についてなどの質疑がありました。次に、高齢者福祉課です。家族介護慰労金の増額について質疑があり、昨年と同様の御質問があったが、家族介護の負担の一部を軽減するという趣旨で事業を継続しているので、現状維持で御理解願いたい。日々検討し、見直しが必要と判断したものについては見直しを図っており、家族介護慰労金も含め、全体的に、将来的にどうあるべきか考えてまいるとの答弁がありました。そのほか、地域デイホーム活動支援事業について、シルバー人材センター補助事業について、介護人材確保事業について、介護保険特別会計への繰出金の不用額についてなどの質疑がありました。次に、社会福祉課です。生活保護事業について質疑が集中しました。生活保護事業の受給者の傾向について質疑があり、高齢者世帯もふえてはいるが、障害者世帯のほうもふえている傾向にある。精神障害で仕事に行けなくなる方がふえている。今後もふえていくのではないかと考えているとの答弁がありました。そのほか、買物弱者対策支援事業について、避難行動要支援者関係のシステム経費について、社会福祉協議会の支援事業について、地域生活支援事業について、障害者外出支援券交付事業について、障害者支援事業の成果・効果の精査についてなどの質疑がありました。次に、地域交通課です。重点審査事業の1点目、JR芸備線・木次線利用促進事業では、高校生に対する取り組みが不十分ではないかと質疑に対し、高校生に絞った取り組みは行っていないが、これまでも、芸備線対策協議会などを通じて高校生の利用実態の調査は行っている。利用促進協議会においては、地域チームの中に高校の方も参画してもらおう中で、盛り上げ方を考えてみようといった取り組みは行っている。本年度、芸備線の通学支援モニタリング事業を実施し、潜在的な需要を発掘するとともに、高校生のニーズや課題等を聞いて、利便性の高いものにしていきたいとの答弁がありました。次に、芸備線再構築協議会への反映について質疑があり、利用促進の取り組みについては、一定の理解と評価をしてもらっているが、イベントの部分については、JR西日本の、一過性のものであって評価するようなものではないとの言もある。市としては、まずは駅に足を向けてもらう事を念頭に、これまでJRを利用されてなかった方に乗ってもらえる仕掛けをしていくことによって、JRをより身近に感じてもらうことで次の利用につながっていくと考えており、イベントをする意味がないとは全く思っていない。これからも取り組みを続け

ていきたいと考えているとの答弁がありました。そのほか、不用額の要因について、ローカルダイブトレインについて、庄原DMOとの協働についてなどの質疑がありました。重点審査事業の2点目、地域公共交通路線の確保では、生活交通に係る市の財政支出額の目標額2億4,700万円について質疑があり、令和元年度の決算額に基づいて目標数値を設定し、見直し、効率化、利用促進を図る中で、市の財政支出を抑えていくことを念頭にこの額を定めた。地域別実施計画の取り組みにおいて、効率的な運行も行っているが、一方で、人件費、燃料費の増や、車がだんだんと古くなり修繕費等もかさんでおり、現状ではなかなか厳しい。現行の計画の目標は変えないが、次期計画を策定する際には、現状を見ながら、地域公共交通路線の維持を図れる目標設定、効率的な運行と財政支出の抑制を図りながら取り組みを進めていきたいとの答弁がありました。そのほか、庄原Ma a S検討協議会の取り組みについて、ライドシェアについて、事業者等々との調整について、地域公共交通会議での路線見直しの議論についてなどの質疑がありました。最後に、児童福祉課です。保育所運営事業で、永末保育所の運営について質疑があり、3歳以上しか入所しかできず保護者のニーズに合わない部分もあり、令和4年度以降、入所希望がなく休所となっている。現在は、庄原保育所等を中心に保護者の就労の状況などによって入ってもらっている。公立保育所については、永末保育所に限らず出生数の減少もあるので、全体的なことを考える時期にきている。方向性を見定めて検討していきたいとの答弁がありました。次に、放課後児童健全育成事業で、永末小学校放課後児童クラブについて質疑があり、令和5年度の中途から永末保育所の施設を活用しているが、トイレの環境などの要望があるので、今後、保育所をどうしていくのかという市の方向性と合わせて、地元と協議を行っているところであるとの答弁がありました。そのほか、ひとり親家庭の自立支援について、保育所運営事業と子育て支援事業の委託料などの3月補正後の不用額について、保育士などの処遇改善についてなどの質疑がありました。まとめといたしまして、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、コロナ禍前に戻った部分も多分にありましたが、まったく同じというわけではなく、いわゆる新しい生活様式がスタンダードになった部分も大いにあると思います。幾つかの課の事業、目標数値とその結果を見るに、コロナ禍の影響が今後も大きくあらわれてくるのではないかという兆しもありました。また、デジタル化の波についても、今後もとどまることなく進んでいく事が予想されます。そうした中で、ゆりかごから墓場までの取り組みは、まさに将来にわたっての市民の安心、安全の根幹をなす部分であると思います。振り返ると、近年は、特にコロナ禍により、国の経済支援対策等々による急な補正予算への対応など、今まで行っていない業務が急に入って、業務量が増加してきました。令和5年度は、五類に移行して軽減されたとはいえ、そのような業務が舞い込んできたのは間違いなく、また、少子化高齢化の中で過疎が進み、課題が山積していき、さらには職員数も減っていくとなると、本当の意味で職員配置や働き方の課題解決が大きなウエートを占めるものになっていくと感じます。コロナ禍を経ての人々の暮らしの変化、そして、それを支える市役所の体制や人材について、今後、さらに注視していかなければならないと感じる決算審査でありました。以上で、教育民生分科会の主査報告といたします。

○赤木忠徳委員長 次に、企画建設分科会主査から報告を求めます。吉川遂也主査。

〔吉川遂也企画建設分科会主査 登壇〕

○吉川遂也委員 委員長から報告を求められましたので、企画建設分科会の主査報告をいたします。企画建設分科会では、9月3日から5日の3日間において、12の所管課における令和5年度決算の審査

を行いました。それでは、審査の状況について報告いたします。まず、下水道課です。広島県水道広域連合企業団との連携による変化は感じられているかとの質疑では、これまでと同様に下水道使用料の徴収業務を委託したことにより、1枚の納付書で使用料を支払うことが可能となり、使用者の利便性と収納率の向上につながっていると思うとの答弁がありました。また、浄化槽設置事業について、多額の不用額が生じているが来年度以降の予算措置はどのようにするのかとの質疑には、令和5年度は設置希望者が少なかったため不用額が生じた。年間60基設置という計画があるので、それに応じた予算措置を行うとの答弁がありました。そのほか、農業集落排水施設の長寿命化などについて質疑応答がありました。次に、地籍用地課です。山林部での地籍調査におけるリモートセンシング技術導入の検討状況に関する質疑では、現状、耕地部の地籍調査を先行して実施している。引き続き導入について調査、研究をしていきたいとの答弁がありました。また、口和、比和、高野地域における地籍調査の実施方針についての質疑では、総領地域が令和23年度に完了予定であり、その状況を見ながら実施時期などを検討していくことになるとの答弁がありました。委員からは、今後、土地境界に詳しい人材がどんどん減っていく。危機感を持って事業を実施してもらいたいとの意見が出されました。次に、都市整備課です。宅地造成事業について、五萬の里分譲団地は値下げをしないという方針であったと思うが、今後もその方針は変わらないのかとの質疑に対し、これまでに購入された方へ配慮するため、値下げをしない方針に変更はない。今後は不動産事業者への情報提供をしていくとの答弁がありました。また、西城市街地にある危険建物については、通学路であることなどから、引き続き除却に向けて所有者に指導を行うとともに、行政代執行も含め早急な対応を検討してほしいとの強い意見が出されました。次に、建設課です。道路維持事業について、市道の草刈り交付金の単価を見直すべきではないかとの質疑に対し、他市の状況なども踏まえて検討するとの答弁がありました。また、支障木の撤去について、大変効果的な事業なので予算額を増額することはできないのかとの質疑に対し、支障木を撤去することで安全面が向上していると考えている。実施要望も多いため予算額の増額を検討していきたいとの答弁がありました。そのほか、市道改良について、河川・砂防事業について質疑応答がありました。次に、環境政策課です。ごみのリサイクル率が目標から後退しているが、要因はどこにあるのかとの質疑に対し、RDFの製造終了が大きな要因である。今後はより一層、ごみのリサイクルを推進していきたいとの答弁がありました。また、水源確保事業について、近年の物価高騰の影響を鑑み、補助額を見直す予定はないかとの質疑に対し、井戸掘削にかかる経費は大きくは上昇していないようなので、現在の補助額で事業を実施していきたいとの答弁がありました。野良猫の不妊・去勢手術費用補助金についての質疑に対し、当該事業が始まった経緯や、比婆獣医師会及び広島県と連携し、引き続き野良猫の減少に向けて努力していきたいとの答弁がありました。また、野良猫へのエサやりに関して、市内全域に広報をするべきであるとの意見が出されました。次に、いちばんづくり課です。ふるさと応援寄付金に関し、寄付額が増加し成果があらわれていると思うが、どのような取り組みに力を入れたのかとの質疑に対し、返礼品の品数をふやしたこと、庄原ファンクラブ会員への呼びかけや、市内各高校の同窓会でPRを行った成果であると考えたとの答弁がありました。そのほか、比婆いざなみ街道物語の推進について、具体的にどのような地域振興が図られたのかとの質疑では、比婆いざなみ街道振興協議会を中心とした取り組みを実施しており、地元団体などが実施する沿線の活性化につながる事業を支援しているとの答弁がありました。次に、林業振興課です。森林体験交流施設管理運営事業に関し、参加者数が伸び悩んでいることから対策が必要ではないかとの

意見に対し、小中学校の校長会でプログラムの説明を行い施設の利用を呼び掛けた。徐々にではあるが広がりを見せていると思うとの回答がありました。また、有害鳥獣防除事業に関し、ワイヤーメッシュ設置に係る補助金について、申請者全てに補助金の交付ができていないのかとの質疑に対し、国からの補助金交付額との兼ね合いもあり、調整をしながら事業を実施しているとの答弁がありました。そのほか、森林経営管理事業における意向調査の実施状況、循環型林業推進事業などについて質疑応答がありました。次に、農業振興課です。重点審査事業の新規就農者総合支援事業に関し、専業での新規就農はなかなか難しいのではないか。兼業農家への支援は考えられないのかとの質疑に対し、次期の農業振興計画策定の際には、担い手の捉え方を検討する必要があると思うとの答弁がありました。また、新規就農者への補助金交付が終了した後も安定経営ができていないのかとの質疑には、新規認定就農者数は令和2年に1名、令和3年に2名、令和5年に2名であるが、今のところ離農されたという話は聞いていないとの答弁がありました。その他事業の決算審査では、がんばる農業支援事業の予算に執行残があるが、申請が減った要因はどの質疑に対し、高齢化などによって離農された方などの影響があり、申請が減ったのではないかと推測をするとの答弁がありました。なお、委員からは、事業要望量を事前に調査するなどし、予算執行率が100%に近づくような予算編成とするべきではないのかとの意見が出されました。次に、農業委員会事務局です。地域計画策定の進捗状況について質疑があり、令和5年度から目標地図素案を作成するため、農地利用に関する意向調査を実施した。現在は地図の作成を行っているとの答弁がありました。そのほか、利用権設定契約の終了に伴い、農地の貸し借りにはどのような影響が出るのかといった質疑がありました。次に、企画課です。子どもたちと多世代の集いの場整備事業について、先進地視察を実施した際に遊具などの維持管理費用についても調査をしたのかとの質疑に対し、年間の運営費用などについて聞き取り調査を実施したとの答弁がありました。また、E-しょうばらネット運用保守について、保守などに多額の一般財源が充てられている。光回線に移行するか、光回線の非常時のバックアップとして運用する等に変更できないのかとの質疑に対し、機能としては移行ができると思うが、光ケーブルの撤去に多額の費用が掛かるので慎重に検討したい。また、光ケーブルの耐用年数が当初の想定より長く、もう少し使っていきたいとの答弁がありました。そのほか、デジタル人材の確保、RPAの導入などについて質疑応答がありました。次に、商工観光課です。キャッシュレス決済推進事業について、今後の事業のあり方について検討が必要とあるが、今後の事業とはどの部分に当たるのかとの質疑では、キャッシュレス決済推進協議会が、市からの財政的な援助がない状態で自主運営ができないか検討していることであるとの答弁がありました。また、桜花の郷ラ・フォーレ庄原管理・運営事業では、修繕計画の見直しが必要であると認識されているようであるが、今年度も当初予定されていなかった多額の修繕料が計上されている。今後も大きな修繕があるたびに市が対応し続けていけば、財政的に負担が大きい。新たな修繕計画はいつごろ示されるのかとの質疑に対し、できれば今年度中には計画をまとめていきたい。少なくとも運営に支障が出ないように、市として対応をしていきたいとの答弁がありました。そのほか、サテライトオフィスの利用状況について、備北丘陵公園北エリアの社会実験事業について、DMOへの負担金がふえていることなどについて質疑応答がありました。最後に、自治定住課です。自治振興センターの維持修繕事業について、大規模修繕や建て替えといった計画はあるのかとの質疑に対し、今年度から施設調査を行い、改修の計画を立てていきたいとの答弁がありました。また、自治振興区活動促進補助金について、申請件数が減少しているが、例えば自治会から直接申請ができるようにするなど、

制度を見直すことは検討できないかとの質疑に対し、これまでも、自治会が主体の事業で自治振興区を通して申請、採択となった例もある。自治振興区が申請窓口となることが難しい事情があれば、自治定住課や支所に相談してもらいたいとの答弁がありました。そのほか、地域マネージャー活用事業、しょうばら縁結び事業などについて質疑応答がありました。まとめといたしまして、令和5年度決算審査では、重点審査項目に加え、各目単位で、18節、負担金及び交付金の不用額が100万円以上の場合、不用額が生じた理由について説明を求めました。不用額が生じた要因を精査した結果、各課とも予算の積算根拠について特筆すべき疑義は無かったものの、一部の補助対象事業については当初予算からの執行率が低く、交付希望数が当初予定したものを下回ったとの説明を受けました。補助対象事業の内容に課題があるのか、申込期限の設定に課題があるのか、自己負担分の支出が難しい状況が見受けられるのかなど、交付実績に応じた補助対象事業の内容の精査の必要性を感じました。来年度予算案編成においては、必要な事業予算が削減されることのないよう、近年の実績を充分勘案した予算の編成を求めます。また、今年度の補助対象事業についても、当初予算額に近づくように、広報や申請期限の延長などの必要な措置を求め、主査報告といたします。

○赤木忠徳委員長 以上で各主査の報告を終わります。質疑に入る前に、申し合わせ事項の確認をいたします。質疑は、主査報告で報告されなかった案件、分科会で審査をされなかった案件に限定して行ってください。質疑は、自分の所属する分科会に関連するものは行わないでください。質疑の回数は、自分の所属しない分科会に対して各3回以内としてください。これより質疑に入ります。ただいまの主査報告について、質疑があれば許します。質疑はありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 質問ではありませんが、意見として述べます。先般、議員全員協議会で説明がありました、令和5年度における教師用指導書購入に係る状況についてです。今回の件は、地方自治法及び庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議決を得なければならないものです。こうしたことが二度と起こらないよう再発防止策を徹底されることと、適正な契約手続が行われるように、特に意見として述べます。以上です。

○赤木忠徳委員長 坂本委員、執行者の答弁を求めますか。よろしいですか。

○坂本義明委員 お願いします。

○赤木忠徳委員長 総務部長。

○島田虎往総務部長 先般の議員全員協議会で報告いたしましたとおり、本年度における教師用指導所の購入に対しまして、議会議決を経ずに購入を行ったということで、大変申し訳なく思っています。議員全員協議会でも申しましたとおり、今後は、職員全員へ条例等の遵守について再度徹底をするとともに、購入手続における、それぞれの決裁区分に応じた部署でのチェック、また、予算編成時期にそういった案件があるのかどうかの取りまとめと情報共有を徹底し、二度とこのようなことが起こらないように取り組んでまいりたいと考えています。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 教育民生分科会主査に1つお伺いします。以前、教育委員会が廃校ノスタルジアというのをされていたと思います。帝釈や田川の小学校でされて、費用を教育に使われたと思います。このことについて、質問や説明はありませんでしたか。

○赤木忠徳委員長 教育民生分科会、五島誠主査。

○五島誠委員 特にはありません。

○赤木忠徳委員長 坂本委員、先ほどの質疑について、執行者の答弁を求めますか。

○坂本義明委員 お願いします。

○赤木忠徳委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えいたします。以前は、廃校ノスタルジアということで、廃校になった学校で使用していた備品または教材等について、広く皆さんに購入してもらって、それを財源に活用する活動をしていました。現在は、廃校ノスタルジアという活動は行っていませんが、廃校になった学校の備品・教材等については、まずは、現在も学校で使えるものがあればそちらで使っていく、または市内の各種施設で使えるものは使っていくということを基本にしています。その上で、処分等が必要になったものについては、現在、管財課と連携して、オークション等にかける形で財源の確保に努めているところです。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 私も2回ほど参加しましたが、駐車場に停められないくらい人が集まって、地元だけではなく他地域からも結構来られており、人気があって、今の時代に合っているかどうかは別として、すべきだと思います。オークションができるものばかりではないと思うので手間がかかるかもしれませんが、それを地域の子供の教育のために使ってもらうことがとても大事だと思います。できる、できないがあるかもしれませんが、今後しっかりと検討してもらいたいと思います。いかがですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 御質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが、基本的には使えるものは使っていくという方針です。その上で、今後、統廃合が進む中でいろいろなものが出てきた場合には、さまざまな方法を検討してまいります。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。これより議題の各会計決算について採決を行います。まず、議案第80号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第81号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第82号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

た。次に、議案第 83 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 83 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 84 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 16 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第 84 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 85 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 85 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 86 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 16 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第 86 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 87 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 16 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第 87 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 88 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 88 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 89 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 89 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 90 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 90 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 91 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 91 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に議案第 92 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 92 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案第 93 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 93 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、議案 94 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 94 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。ここで、説明員交代のためしばらくお待ちください。

〔説明員 交代〕

2 付託議案（補正予算）

議案第 98 号 令和 6 年度庄原市一般会計補正予算（第 4 号）

○赤木忠徳委員長 議案第 98 号、令和 6 年度庄原市一般会計補正予算第 4 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 本日の本会議で御上程いたしました一般会計補正予算第 4 号について御審議をよろしく願いいたします。総括的な説明は既に本会議で財政課長が行っていますので、事業の詳細について担当部署から説明いたします。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 追加の議案として御上程いたしました補正予算について、担当の保健医療課長から説明いたします。なお、本議案の性質上、対象者個人や居住地、医療機関等の特定につながるような御質問にはお答えできかねますので、あらかじめ御了承ください。

○赤木忠徳委員長 保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。4款、1項、4目、予防費、01感染症予防事業について御説明申し上げます。負担金の増額については、国の予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度におきまして、国の審査会を経て、厚生労働大臣に予防接種と健康被害の因果関係が認定された対象者1名に対する給付費として、国が規定する死亡一時金4,420万円と葬祭料21万2,000円の合計4,441万2,000円を増額するものです。予防接種健康被害救済制度については、予防接種法に基づく予防接種は社会防衛上行われる重要な予防的措置であり、極めてまれではありますが、不可避的に健康被害が起りうるという特性があるにもかかわらず、あえて実施しなければならないということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするため、国において設けられた制度となります。給付の種類としては、予防接種を受けたことによる疾病について、医療機関で医療を受けた場合の医療に要した費用などとして、医療費及び医療手当、障害が残ってしまった場合の障害児養育年金、障害年金、亡くなられた場合の死亡一時金や葬祭料などがあり、対象の期間に応じて医療費を除く給付額を定額で定め、国の審査会を経て、厚生労働大臣が認めた者に対し市町村が給付を行うこととなっています。本件は、予防接種法上の臨時接種として実施した新型コロナウイルスワクチン予防接種の接種者の健康被害に対して、給付の種類として、死亡一時金と葬祭料の給付を行うものとなります。財源としては、国県支出金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金として歳出と同額の4,441万2,000円を増額計上しています。補正予算の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。福山委員。

○福山権二委員 死亡一時金について、制度によると、予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者または同一生計の遺族に支給とありますが、範囲を限定してそれ以外には支給しないということなのか、普通の遺産相続のように同居していなくても自分の子供など民法上で規定されている範囲まで支給が及ぶのか、その1点だけ質問します。

○赤木忠徳委員長 答弁。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 御質問にお答えいたします。死亡一時金の請求者については、国の法令及び手引き等に規定があり、予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の順で、配偶者以外は、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとするという内容により整理しています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員 4月から自己負担でワクチンを打たれていると思いますが、実際に事故が発生したわけですから、副作の危険性について、周知はどういった形でされているのかだけお伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 御質問にお答えいたします。まず、新型コロナウイルスワクチン予防接種については、これは他の予防接種も同様ですが、国の予防接種法の規定に基づき対応しているもので、こ

れまでは、その法の中で特例臨時接種に位置づけて対応してきました。当初は、疾病区分A類疾病ということで、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命、健康に重大な影響を与える疾病と位置づけられ、関係法令の規定に基づいて本市でも対応してきたところです。現在ではB類疾病という形での対応となり、定期接種に位置づけられています。定期接種についてはこうした健康被害救済制度があります。場合によっては任意で予防接種を受けられる方もおられます。そういった方に対応する救済制度もあります。こういった制度も含めて副反応の周知に努めていく中で、感染症を予防するという意味では予防接種は非常に大きな役割を持っていますので、国の関係法令等に基づき、周知も含めて適正に実施してまいります。

○赤木忠徳委員長 吉川委員。

○吉川遂也委員 判断がすごく難しい状況だと思います。以前の、無料のときには、無料だからしたいとか、しておこうとか、流れでされていた方もおられた状況だったと思います。今の定期接種であるとか、自己負担が発生する中で、接種による副反応で死亡例が出たということは、市内の中で話が出る状況かと思えます。それがどちらへ向かわかりません。市民の中でワクチン接種は危ないという話になるのか、補償があるから大丈夫という話になるかもしれませんけれども、正しい情報提供がなされて、言える範囲はあると思いますが、副反応で死亡例が出たという情報をどのように流されるのかということについてはどうなのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 先ほど申し上げたことと重なる部分もありますが、予防接種法に基づく予防接種の重要性についての周知が1点と、あわせて、こういう事例があったことに特化して情報を整理するかは少し難しいところですが、健康被害救済制度や任意で接種を受けられた方に対する救済制度の御案内と、ワクチンを打つことによる副反応にはこういったものがありますという周知については、ホームページ等を含めて情報提供に努めてまいりたいと考えています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 今回亡くなられた方についてですが、若くて元気な方が突然亡くなられたのか、それとも、ある程度年齢が上の方、御病気をお持ちだった方が亡くなられたのかお伺いいたします。

○赤木忠徳委員長 答弁。保険医療課長。

○出口聡保健医療課長 御質問にお答えいたします。年齢や状況といったことについては、個人の特定の部分につながることもありますので、お答えは差し控えます。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 個人が特定されるような情報ではないと思います。副反応がどのような形で出るのかは市民の方も気になると思うので答えてもらえればと思いますが、いかがですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 どういった状況なのかは、お伝えすることによって個人が特定される可能性がありますので、お答えは差し控えます。ワクチンを打つことによる副反応にどういったものがあるのかは、正しい情報をホームページ等に掲載して周知に努めてまいりたいと考えています。

○赤木忠徳委員長 松本委員、御理解ください。よろしいですか。前田委員。

○前田智永委員 健康被害救済制度ですけれども、今後、いつまでに言えば申請・審査を受けられるのか。今回のことで、例えば、我が家もそうだったのではないかという方がもしあらわれた場合に、も

う受け付けができないのか、期間の制定などがあるのかどうかお伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。保健医療課長。

○出口聡市民生活課長 御質問にお答えいたします。B類疾病等言えば、インフルエンザなどについては期限が設けられていますが、新型コロナウイルス感染症については現状では期限は設けられていないと把握しています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○赤木忠徳委員長 それでは、議案第98号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。

午前11時41分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長